平成３０年（フ）第６４号
兵庫県加古川市尾上町養田157－２　尾上グリーンハイツＥ－405大西方、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町寺家町450番地の１
債務者　柴垣　友紀
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１号
和歌山県田辺市芳養松原２丁目５番17号　４号
債務者　小松ひろみ
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第８６８号
広島市佐伯区藤垂園21番10号
債務者　西藤　昭彦
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２号
広島市安佐南区緑井１丁目６番２－301号
債務者　前岡　倹太
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３号
広島市安佐南区緑井１丁目６番２－301号
債務者　前岡　麻知（旧姓藤原・森田）
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７３号
広島市中区東白島町１番29－501号
債務者　大濵　　樹
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７７号
広島市東区戸坂新町２丁目31番17－502号
債務者　ほっとプラザこと　中本　博久
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１５号
広島市西区大宮３丁目１番４－405号
債務者　龍野啓一郎
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３号
広島県三次市十日市南２丁目14番45号
債務者　藤倉　真造
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第２０６９号
福岡市西区愛宕１丁目30番１号
債務者　山崎　敏三
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１７０号
福岡県福津市津屋崎７丁目30番13号　サニーサイトＡ201号
債務者　桐島　和己
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１７４号
福岡県糸島市篠原西３丁目９番４－202号
債務者　池田　裕行（旧姓浪口）
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８２号
福岡市南区桧原５丁目22番３号　ビレッジハウス桧原３号棟501号室、住民票上の住所茨城県結城市大字結城9372番地63
債務者　山口　明香
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８７号
福岡市西区愛宕１丁目13番４－207号
債務者　西村　　綾
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１９２号
福岡県宗像市田久２丁目12番３号　ディアス大神203号
債務者　赤星実千代
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１９７号
福岡市中央区福浜１丁目１番15－1102号
債務者　山口　光子
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０７号
福岡市城南区干隈２丁目50番５－702号
債務者　萩尾　祐子
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部